

○神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

2015年4月1日

制定

改正 2016年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、神戸学院大学(以下「本学」という。)において「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)」に沿って、本学における研究活動上の不正行為につき本学の管理責任を明確にし、本学における研究活動上の不正行為を防止し、かつ、不正行為が生じた場合に執るべき措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究者倫理に反し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、学会等の科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行つた次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1) ねつ造 存在しないデータ又は架空の研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行うことにより、データ又は研究活動によつて得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当人の了解又は適切な表示なく流用すること。

3 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する職員、大学院学生及びその他本学の施設設備を利用する者(学部学生を除く。)をいう。

4 この規程において「学部等」とは、各学部、各研究科、学際教育機構及び全学教育推進機構をいう。

5 この規程において「研究データ」とは、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするものをいう。

(責任体系)

第3条 本学における不正行為の防止及び不正行為への対応のため、最高責任者、統括責任者及び学部等責任者を置く。

(最高責任者)

第4条 最高責任者は、本学全体を統括し、不正行為の防止及び不正行為への対応について最終責任を負う者とし、学長をもつて充てる。

2 最高責任者は、統括責任者及び学部等責任者をもつて不正行為の防止及び不正行為への対応が適正に行われるようにリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括責任者)

第5条 統括責任者は、最高責任者を補佐し、不正行為の防止及び不正行為への対応について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、最高責任者の指名する副学長1名をもつて充てる。

2 統括責任者は、不正行為の防止及び不正行為への対応について組織横断的な体制を統括する責任者として、学部等責任者に不正行為の防止及び不正行為への対応を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高責任者へ報告しなければならない。

(学部等責任者)

第6条 学部等責任者は、各学部等における不正行為の防止及び不正行為への対応について、責任と権限を持つ者とし、各学部等の長をもつて充てる。

2 学部等責任者は、統括責任者の指示の下、各学部等における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正行為防止対策の実施に関すること。
- (2) 不正行為を防止するための体制を整備すること。
- (3) 研究倫理教育の実施に関すること。
- (4) 研究データの保存に関すること。
- (5) その他不正行為の防止及び不正行為への対応のため必要なこと。

(研究者等の責務)

第7条 研究者等は、ガイドライン、本学の諸規程及びその他の研究者倫理に関する規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもつて、研究活動を行わなければならない。

2 研究者等は、研究成果の検証可能性を確保するため研究データを適切に保存、管理し及び必要に応じて開示しなければならない。

3 研究者等は第16条に定める調査等に協力しなければならない。

(研究倫理教育)

第8条 学部等責任者は、当該学部等に所属する研究者等が研究者倫理に関する規範意識を持ち研究活動を行うことができるよう定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。

- 2 学部等責任者は、当該学部等に所属する研究者等以外の学生の研究者倫理に関する規範意識を高めるため教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(研究データの保存期間)

第9条 第7条第2項に定める研究データの保存期間は研究成果の発表後5年間を原則とする。ただし、各学部等において、各研究分野の特性に応じ、5年を超える期間を定めることができる。

- 2 前項にかかわらず、個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドライン等によるものとする。

(公正研究委員会)

第10条 本学における不正行為を防止し、公正な研究を推進するために本学に公正研究委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長、各研究科長、学際教育機構長及び全学教育推進機構長
- (3) 事務局長
- (4) 研究支援センター所長及び研究支援センター事務部長
- (5) 最高責任者が委嘱する学外の学識経験者等 若干名

(運営)

第12条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、統括責任者である副学長をもつて充てる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもつて成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、本学における不正行為を防止し、公正な研究を推進するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究活動の実施状況に係る実態の把握・検証に関すること。

- (2) 不正行為防止対策の実施状況の把握・検証及び改善に関すること。
- (3) 各学部等における研究倫理教育等不正行為防止のための啓発活動の実施状況の把握・検証及び改善に関すること。
- (4) その他不正行為防止及び公正な研究を推進するに当たり必要な事項に関すること。

7 委員会の事務は、研究支援グループにおいて行う。

(守秘義務)

第13条 委員会の構成員及びその他この規程に基づき不正行為の調査等に携わる者は、その職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又、同様とする。

(不正行為の告発等)

第14条 不正行為の疑いがあると思料する者(学外者を含む。)は、所定の不正行為申立書(以下「申立書」という。)又は情報提供により不正行為に関する告発及び相談(以下、「告発等」という。)をすることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第15条 前条による告発等を受け付けるために、次の各号に掲げる告発等受付窓口(以下「窓口」という。)を置く。

- (1) 職員における窓口は、内部監査室、学部等及び研究支援グループ内に置く。
- (2) 学生における窓口は、KPC学生支援グループ及びKAC学生支援グループ内に置く。
- (3) 学外者における窓口は、総務事務グループ内に置く。

2 不正行為に関する告発を行う者(以下「告発者」という。)は、当該告発を行う際は原則顕名によるものとし、不正行為を行つたとする研究者等の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的な合理性のある理由を明らかにしなければならない。

3 窓口は、匿名による告発等があつたときは、前項と同様の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付等により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。

4 告発等を受け付けた窓口の長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められる場合は、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

5 告発等を受け付けた窓口の長はその内容を統括責任者に報告しなければならない。

6 前項の報告を受けた統括責任者は報告内容を精査したうえで最高責任者に報告するものとする。ただし、告発等を受けた者(以下「被告発者」という。)が本学に所属する者で

ないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

(不正行為に係る調査)

第16条 最高責任者は前条による告発等の報告より調査の必要があると認めた場合、当該報告に係る不正行為に関し必要な調査を行うものとする。

2 最高責任者は前項による場合のほか、次の場合も調査を行うことができる。

(1) 告発の意思が明示されない相談がなされたが、調査の必要が認められる場合

(2) 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合

(3) 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを確認した場合

(4) その他、最高責任者が調査が必要と認める場合

3 第1項及び前項の調査に関し必要な事項は、別に定める。

4 最高責任者は調査の必要がないと認める場合にも必要に応じて被告発者に対して警告、指導及び勧告等の措置を講じることができる。

(懲戒等)

第17条 最高責任者は、特定不正行為を行つた研究者等に対して危機管理委員会の審議に基づき本学の規程による懲戒及び民事上又は刑事上の法的措置を講じることができる。

2 最高責任者は、特定不正行為に該当しない不正行為を行つた研究者等に対しても危機管理委員会の審議に基づき本学の規程による懲戒その他の措置を講じることができる。

(調査結果の公表)

第18条 最高責任者は、特定不正行為が行われたことが確定したときは、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、不正に対して行つた措置の内容、調査を行つた者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部非公表とすることができる。

2 最高責任者は、特定不正行為が行われなかつたことが確定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表する。

3 最高責任者は、特定不正行為が行われなかつたが、告発等が告発者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的(以下「不正な目的」という。)によるものであつたことが明らかであることが確定したときは、調査結果を公表する。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学及び本学の職員は、不正行為に関し窓口で告発等をしたことを理由として、当該告発等を行った者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、告発等に関して、不正な目的が認められた場合は、この限りでない。

2 本学及び教職員等は、告発等があつたことを理由として、被告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(不正な目的による告発等に対する措置)

第20条 第16条に定める調査を行った結果、不正行為が認められなかつた場合において、当該告発等が不正な目的によるものであつたことが明らかであると認められたときは、告発等を行った者に対し、危機管理委員会の審議に基づき本学の規程による懲戒及び民事上又は刑事上の法的措置を講じることがある。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における措置等に関して必要な事項は、ガイドラインに則り取り扱う。

附 則

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 神戸学院大学公正研究委員会規程(2007年4月1日制定)は廃止する。

附 則(2016年4月1日)

この規程は、2016年4月1日から施行する。